

せいかつ ほ ご
生活保護のしおり



むなかたしふくしじむしょ
宗像市福祉事務所

(発行 令和4年4月)

と あわ さき
【問い合わせ先】

〒 811-3492

むなかたしとうごう
宗像市東郷一丁目1番1号

むなかたし ふくしじむしょ せいかつしえん か せいかつほごがかり
宗像市 福祉事務所 (生活支援課 生活保護係)

TEL 0940-36-7353

はじめに

この「しおり」は、生活に困っている方に対して、生活保護の制度や手続きを理解していただくため、生活保護についてわかりやすく簡単にまとめたものです。

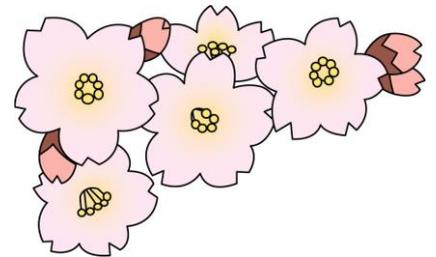
もくじ

1	生活保護とは	1
2	生活保護のしくみ	2
3	生活保護を受ける前に	3
4	生活保護が決まるまで	5
5	生活保護の種類	6
6	生活保護を受けることになったとき	7
7	病院にかかるとき	10
8	介護サービスを利用したいとき	10
9	不正受給について	11
10	生活保護の決定に不服がある場合	11
11	民生委員と地区担当員	12
12	市役所の主な係のご案内	13

1 生活保護とは・・・

わたし いっしょう あいだ はたら せいかつ
私 たちの 一 生 の 間 には、いっしょうけんめい 働 いても生活 がで
き ない とき や、びょうき じ こ た じじょう せいかつ くる
病 気 や 事 故 そ の 他 さ ま ざ ま な 事 情 の た め 生 活 が 苦 し く
な っ て ど う に も な ら な く な る こ と が あ り ま す。

こ の よ う な と き に、そ の こんきゅう ていど おう さいていげんど せいかつ
困 窮 の 程 度 に 応 じ て 最 低 限 度 の 生 活 を
ほしょう くに き きじゅん もと いちにち はや じぶん
保 障 す る と と も に、国 が 決 め た 基 準 に 基 づ い て 一 日 も 早 く 自 分 た ち の
ちから せいかつ てだす もくてき せいど
力 で 生 活 し て い け る よ う に 手 助 け す る こ と を 目 的 と し た 制 度 で す。



にほんこくけんぽう

日本国憲法

こくみん せいぞんけん くに しゃかいてきしめい
(国民の生存権と国の社会的使命)

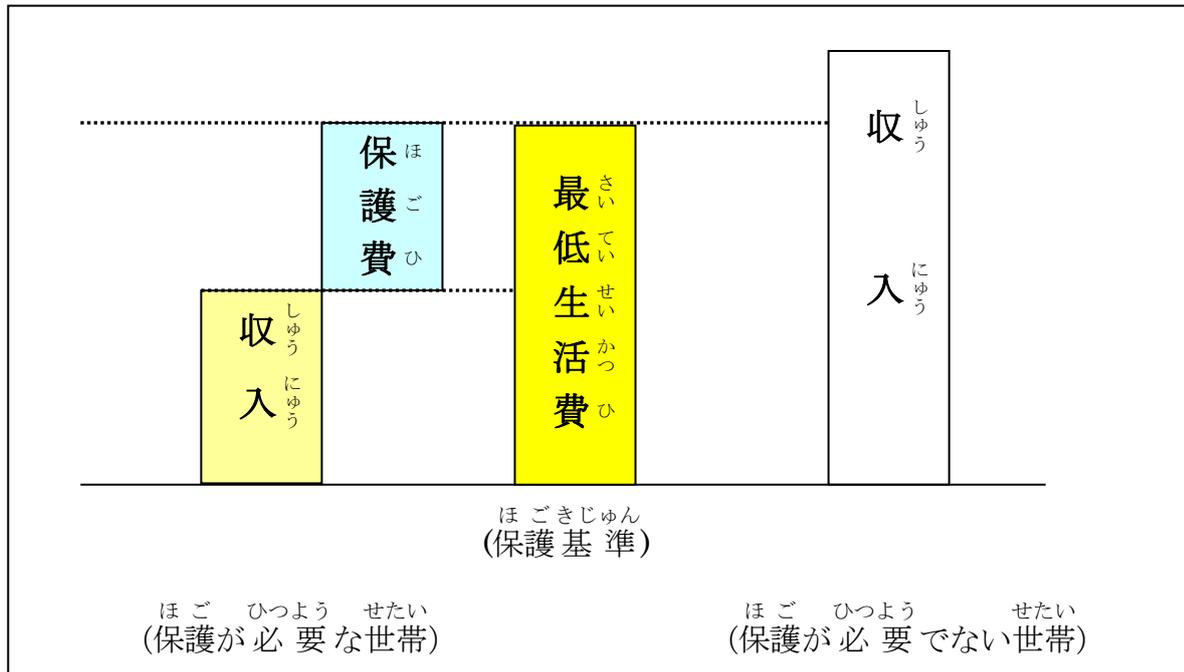
だい じょう こくみん けんこう ぶんかてき さいていげんど せいかつ いとな けんり
第 2 5 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を
ゆう
有する。

くに せいかつぶめん しゃかいふくし しゃかいほしょうおよ こうしゅうえいせい
② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生
こうじょうおよ ぞうしん つと
の 向 上 及 び 増 進 に 努 め な け れ ば な ら な い。

2 生活保護のしくみ

生活保護は、世帯を単位として決定します。

いっしょに生活している世帯全員の収入と、国が定めた最低生活費とを比べた上で決められます。



- **最低生活費**とは、世帯員の食費・衣類などの生活費、家賃などの住宅費、義務教育に必要な教育費、医療費、介護費などをあわせたものです。

- **収入**とは、あなたの世帯のすべての収入をいいます。
 - ① 働いて得た収入 (給料・内職収入・農業収入など)
 - ② 年金、恩給、手当の収入
 - ③ 仕送りや、資産を売ったり貸したりして得た収入
 - ④ 預貯金、保険金、その他の臨時収入

3 生活保護を受ける前に

生活保護を受ける前に、まず、あなたには次のようなことに努力していただかなければなりません。

これらの努力をしてもなお最低限度の生活維持ができないときに、はじめて生活保護の援助を受けられることになります。

① 能力の活用

世帯全員が力をあわせ、働ける人は能力に応じて働いてください。働く能力があるにもかかわらず、自分の都合で働かない場合は、保護を受けられません。



② 資産の活用

余分な資産などは処分して生活費にあててください。

(例) 自動車、土地、家屋、預貯金、

生命保険、有価証券など

③ 他法の活用

生活保護以外の法律や制度で、活用できるものはすべて活用してください。

(例) 年金 (国民・厚生・共済・企業年金など)、恩給、

手当 (児童手当・児童扶養手当など)、

雇用保険、傷病手当金、高額療養費支給制度など

④ 扶養義務者の援助

扶養義務者 (夫婦、親子、兄弟など) に困っている状況を相談し、

できるだけ援助をしてもらおうよう頼んでください。

離婚したときは、前夫 (妻) と子どもの養育費について

話し合い、適正な養育費を定めてください。話し合いが

つかない場合は、家庭裁判所で調停を申し立てることができます。



⑤ その他

くらしに役立つものがあればすべて活用してください。

(例) 生命保険による入院給付金、交通事故による賠償金など

4 生活保護が決まるまで

① 相談

生活に困って保護のことをお聞きになりたい方は、
民生委員または福祉事務所にご相談ください。

② 申請

福祉事務所で保護申請に必要な書類を受け取って、
必要事項を記入して提出してください。

③ 調査

あなたの家庭などを訪問して、生活に困っておられ
る状況や保護の要件が満たされているかどうか
を調査します。

④ 決定 通知

調査に基づき、国が定めた基準をもとに計算
し、あなたの世帯の最低生活費と収入とを比
べて保護が必要かどうか決定します。

○保護が受けられる場合は「保護開始決定通知書」を交付します。

○保護を受けられない場合は「保護却下決定通知書」を交付します。

※保護が受けられるかどうかは、申請をした日から原則として14日以内（調査などに時間がかかる場合は30日以内）に決定して通知します。

5

生活保護の種類



生活保護には、次の8つの扶助があります。

- 生活扶助 …… 食べるもの、着るもの、電気、ガス、水道などの日常のくらしのための費用
- 住宅扶助 …… 家賃、地代や住宅の修理などの費用
- 教育扶助 …… 小学校、中学校での学用品、教材費、給食費、学級費などの費用
- 医療扶助 …… 病気やけがの治療のための費用（現物給付）
- 介護扶助 …… 高齢者などが介護サービスを受けるための費用（現物給付）
- 出産扶助 …… 出産のための費用
- 生業扶助 …… 仕事につくための費用、技能や技術を身につけるための費用、高等学校等に就学するための費用
- 葬祭扶助 …… 葬式のための費用

6 生活保護を受けることになったとき

生活保護を受ける方（被保護者）には、次のような権利と義務があります。

☆ 権利として保障されること

- (1) 正当な理由なく、保護費を減らされたり、保護を受けられなくなることはありません。
- (2) 保護費など生活保護により支給されたものには、税金をかけられたり、差し押さえられることはありません。

☆ 義務として守っていただくこと

(1) 譲渡禁止

保護を受ける権利を、他人に譲ることはできません。

(2) 生活上の義務

次のことを守って生活をしてください。

- ① 病気の方は、一日も早く治るように治療に専念してください。
- ② 働くことができる人は、能力に応じてせいっぱい働いてください。
- ③ むだづかいをせず、生活の維持向上に努めてください。

(3) 届出の義務

つぎ ばあい かなら とど で
次のような場合は、必ず届け出をしてください。

① 収入が増えたり、減ったりしたとき。

* 収入は、すべて申告してください。

* 高校生などのアルバイト収入も必ず申告してください。

② 入院したり、退院するとき、または入院先が変わるとき。

③ 家庭のなかで変わったことがあったとき。

(例：出生、死亡、転入、転出、家出、進学、退学、転校、休学、
結婚、離婚、病気、交通事故など)

④ 住所や地代・家賃などが変わったとき。

* 転居の際は、事前に担当員に相談してください。

(4) 指示等に従う義務

つぎ ばあい しどう しじ
次のような場合、指導や指示することがあります。

その指示に従っていただけない場合は、保護の変更、停止または廃止することがあります。

① 病気やけがをしているのに、医師の意見に従わず、治療に専念しないとき。

② 病気やけがが治ったり、症状が軽くなったりしたのに働こうとしないとき。

- ③ 学校を卒業したのに、働こうとしないとき。
- ④ 病人や子どもの世話が必要でなくなったのに、働こうとしないとき。
- ⑤ たとえ働いていても、本人の能力から判断して、十分な収入を得て
いると認められないとき。
- ⑥ 生活のために利用できる資産があるのに、利用しないとき。
- ⑦ 支出の節約を図り、生活の維持向上に努力しないとき。



(5) 費用返還義務

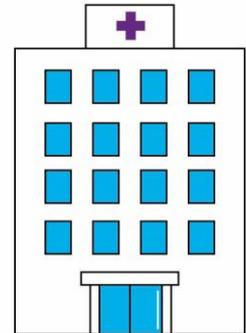
さしせまった事情のため資力があるにもかかわらず保護を受けた場合や
保護費に払い過ぎが生じた場合などには、すでに支給された保護費(病院
での治療費を含みます)を返していただく必要があります。

- ① 年金、手当がさかのぼって支給されることになったとき。
- ② 交通事故などの示談金・保証金などを受け取ったとき。
- ③ 生命保険の解約返戻金や保険金(死亡、満期、入院特約など)を受け
取ったとき
- ④ 保有を認められない資産が売却できたとき。
- ⑤ そのほか、過去の保護費に払い過ぎがあったとき。

7 病院にかかるとき

- * 病気やけがで医者にかかるときは、福祉事務所が発行する「診療依頼書」を病院に提出してください。
- * また、入院する場合は、福祉事務所に連絡して必要な書類（要否意見書）を発行してもらってください。
- * 社会保険証を持っている方は、診療依頼書といっしょに病院へ提示してください。
- * 生活保護指定の病院で受診してください。

なるべく近くの病院にかかり、同じ病気で同時に二つ以上の病院にかからないようにしてください。



8 介護サービスを利用したいとき

- 介護サービス（介護扶助）を利用したいときは、まず、どの程度の介護が必要か認定を受けなければなりません。
- 手続きについては、福祉事務所に相談してください。



9 不正受給について

(1) 事実と違った申請をしたり、収入の申告をしないなど、不正な方法で保護を受けてはいけません。

不正な方法で保護を受けた場合には、不正受給として、受けた保護費（病院での治療費などを含みます）が徴収され、さらに生活保護法や刑法により処罰されることがあります。

(2) 自動車の保有、使用は原則として認められません。また、他人名義の自動車の使用も認められません。

交通事故をおこしても自己の責任で解決していただくことになります。

10 生活保護の決定に不服がある場合

福祉事務所の決定した保護の内容に疑問があるときは、福祉事務所に説明を求めてください。

決定に不服のあるときは、決定があったことを知った日の翌日から3月以内に福岡県知事に対して、不服の申し立て（審査請求）をすることができます。

11 民生委員と地区担当員

【 民生委員 】

民生委員は、保護を受ける人とのパイプ役です。

生活に困ったことや悩みごとを持つ方々のよき相談相手として、必要な援助や助言を行っています。

秘密は守られますので、安心して相談してください。

【 地区担当員（ケースワーカー） 】

福祉事務所の地区担当員は、家庭訪問などをして生活状況を聞いたり、保護の決定に必要な調査を行ったり、ふたたび自分たちの力で生活できるよう助言や指導を行います。

なお、家庭訪問したときに、あなたが不在の場合、連絡票を置くことがあります。連絡票に書かれていることは必ず守ってください。



しやくしよ おも かかり あんない

12 市役所の主な係のご案内

★ 転入・転出、 印鑑証明	てんにゆう てんしゅつ いんかんしょうめい	こせき じゅうみんひょう	しみんか しみんがかり	市民課 市民係	TEL 0940 36-1126
★ ごみ・し尿	ごみ しょう		かんきょうか	環境課	36-1421
★ 市民税	しみんぜい		ぜいむか しみんぜいがかり	税務課 市民税係	36-7350
★ 固定資産税	こていしさんぜい		ぜいむか こていしさんぜいがかり	税務課 固定資産税係	36-7351
★ 水道料金	すいどうりょうきん		むなかたち くじ むくみあい	宗像地区事務組合	62-0031
★ 国民年金	こくみんねんきん		しみんか こくみんねんきんがかり	市民課 国民年金係	36-1128
★ 国民健康保険	こくみんけんこうほけん		こくほいりょうか	国保医療課	36-1363
★ 後期高齢者医療	こうきこうれいしやいりょう		こくほいりょうか	国保医療課	36-1348
★ 障害者福祉	しょうがいしやふくし		ふくしか しょうがいしやふくしがかり	福祉課 障害者福祉係	36-3135
★ 児童母子福祉	じどうぼしふくし		こ かにいか	子ども家庭課	36-1151
★ 介護保険	かいごほけん		かいごほけんか	介護保険課	36-4877
★ 保育所	ほいくしよ		こ いくせい	子ども育成課	36-1214
★ 就学援助	しゅうがくえんじょ		きょういくせいさくか	教育政策課	36-5099
★ 高齢者相談	こうれいしやそうだん		ちいきほうかつしえん	地域包括支援センター	
			*吉武・赤間・赤間西		32-2235
			*自由ヶ丘		72-6707
			*河東		33-2755
			*南郷・東郷		62-6514
			*日の里		62-5030
			*玄海・池野・岬・大島		36-9001

